

(平成21年9月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 1 日から 8 年 9 月 30 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 5 年 12 月 1 日から 8 年 9 月 30 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。

給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、22 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 9 月 30 日）の約 1 か月後の同年 10 月 28 日に、申立人の申立期間の標準報酬月額は 5 年 12 月 1 日に遡^{そきゆう}及して 11 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同じく平成 8 年 9 月 30 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している同僚 2 人も、当該事業所が適用事業所でなくなった日以降に標準報酬月額が遡^{そきゆう}及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された平成 6 年 12 月の給与明細書によれば、当該期間の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、社会保険事務所において、このような遡^{そきゆう}及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、商業登記簿謄本では、申立人が申立事業所の取締役になっていることが確認できるものの、別の取締役は「前職から一緒に勤務しておりその時は取締役として勤務していたが、申立事業所では、申立人が取締役であった認識は無

い。」と供述している上、申立人は現場作業に従事していたと供述しており、平成5年12月から8年9月まで雇用保険に加入していることが確認できることなどを踏まえると、申立人は、実質的には当該事業所と雇用関係があったものと認められ、社会保険関係事務に関する権限を有していた事実は無いと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和62年6月から同年12月までの期間に係る申立人の標準報酬月額、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち62年6月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年6月1日から63年9月30日まで

A社に勤務していた申立期間において、厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額より低くなっていることが分かった。

給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁の記録において、申立期間のうち昭和62年6月から同年12月までの期間の申立人のA社における標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である63年9月30日より後の同年12月7日に、申立人の申立期間の標準報酬月額は^{そきゅう}遡及して20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所において、申立人と同様に昭和63年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚のうち多数の者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書及び精算資料によれば、当該期間の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認でき、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和62年6月から同年12月までの期間の申立人に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があった

とは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（62年6月から同年12月までは41万円）に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、昭和63年1月から同年8月までの期間については、申立人から提出された給与明細書及び精算資料から、申立人が主張する報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかしながら、給与明細書及び精算資料に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であることが確認できる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲において、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるものであり、申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和63年1月から同年8月までの期間については、申立人が主張する報酬月額に相当する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA船における資格喪失日を昭和40年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とする必要がある。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月10日から同年4月19日まで
② 昭和40年6月27日から同年7月1日まで

申立期間①において、私の船員手帳にはB船に乗船した記録があるので船員保険被保険者であるはずだ。

申立期間②において、私の船員手帳には昭和40年5月1日から同年6月30日までA船に乗船した記載があり、水揚げの精算時に私と船長が保険料を計算して2か月分の保険料を船舶所有者に納めたことは間違いないので、私が申立期間①及び②において、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳には申立期間①及び②に係る雇入、雇止年月日が記載されているが、これは船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。

申立期間②について、申立人は、昭和40年5月1日にA船に乗船し、同年6月30日まで水揚げの精算など申立事業所において業務に従事していたところ、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所において、40年5月1

日に船員保険の資格を取得し、同年6月27日に資格を喪失している。

しかし、申立人が所持している船員手帳の記載事項により、申立人が申立期間②においてA船に乗船し甲板長として勤務していたことは確認できる。

また、申立人は「船長と甲板長である私の二人で水揚げの精算を行い、全員の2か月分の船員保険料を船舶所有者に渡した、船員保険の手続は船舶所有者が行った」と供述しているところ、申立人が所持する精算時のメモの裏には、申立事業所の次に乗船したC船に関する記載があることから当該メモが当時作成されたものと推認でき、「保険金2ヶ月分2,632円、7月3日D市ニテ精算ス」と記載されており、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る船員保険被保険者名簿に記録されている申立人の昭和40年5月の標準報酬月額及び当時の船員保険料率から算出した2か月分の船員保険料とは一致しないものの、計算間違いの可能性も否定できない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人のA船における資格喪失日は昭和40年7月1日と認められ、申立期間②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②の標準報酬月額については、申立人が保管している精算時のメモ及び社会保険事務所が保管している申立事業所に係る船員保険被保険者名簿の昭和40年5月の記録から判断すると2万円とすることが妥当である。なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡し、申立事業所は平成3年7月31日に船員保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人が所持している船員手帳の記載事項により、申立人が申立期間①においてB船に乗船し甲板員として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立事業所は昭和59年3月1日に船員保険の適用事業所でなくなっており、船舶所有者は既に死亡していることから、資格得喪の届出及び船員保険料の控除について確認できない。

また、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間①を含む期間に被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、申立人を覚えている者がおらず、回答があった同僚のうち2人は船長からしばらく様子を見てから船員保険に加入させると言われたと供述しているところ、1人の同僚の船員手帳には「昭和39年4月30日雇入、同年7月7日雇止及び同年12月18日雇入、40年6月30日雇止」と記載されているが、社会保険庁の記録

では昭和 39 年 12 月 15 日に資格を取得し、40 年 4 月 20 日に資格を喪失した 1 航海の記録しか無かった。さらにもう 1 人の同僚の船員手帳には「昭和 39 年 12 月 18 日雇入、40 年 6 月 30 日雇止」と記載されているが、社会保険庁の記録では 40 年 2 月 3 日に資格を取得し、同年 3 月 25 日に資格を喪失していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の記録は無く、申立期間①に係る船員保険の被保険者証番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 427

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 8 月 1 日まで
私が勤務していた A 社において、厚生年金保険の標準報酬月額が訂正されていることが分かった。
給与支給額に変更は無く、給与明細書等の証拠書類は無いが調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 4 年 8 月 30 日）の約 1 週間後の平成 4 年 9 月 7 日に、申立人の申立期間の標準報酬月額は遡^{そきゅう}及して 9 万 8,000 円に引き下げられている。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に標準報酬月額は遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人と同様に標準報酬月額は遡^{そきゅう}及して引き下げられている同僚から提出のあった給与明細書を確認したところ、申立期間の厚生年金保険料控除額をもとに計算した標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（41 万円）に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 8 日から同年 11 月 21 日まで
私が勤務していた A 社において、厚生年金保険の標準報酬月額が訂正されていることが分かった。
同社に勤務する際の約束した給与額とは違うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、32 万円と記録されていたところ、申立人が資格喪失した日（平成 7 年 11 月 21 日）の約 3 か月後の平成 8 年 2 月 28 日及び約 5 か月後の同年 5 月 7 日に、申立人の申立期間の標準報酬月額は遡及^{そきゅう}して 11 万 8,000 円及び 9 万 2,000 円に引き下げられている。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者について、申立人と同様に 2 回から 3 回にわたり標準報酬月額が遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

しかし、当該事業所が 3 回にわたり従業員の標準報酬月額を誤って届け出たとは考え難く、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（32 万円）に訂正することが必要である。

岩手厚生年金 事案 423

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 55 年 1 月 31 日まで
厚生年金保険の期間照会をした結果、昭和 53 年の報酬月額が前年と比較して 6 万円低い 20 万円に算定されていた。不自然な処理記録であるので調査を依頼したい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 支店の厚生年金基金の記録では、申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 9 月の標準報酬月額は 20 万円、同年 10 月から 55 年 7 月までの標準報酬月額は 22 万円となっており、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

また、社会保険事務所の A 社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者名簿では、同社から提出された社員名簿において申立期間に申立人と同じ部署に勤務していた他の従業員にも標準報酬月額が減少している者がおり、社会保険事務所において遡^{そきゅう}及して訂正しているなどの不自然な事務処理は見当たらないことから、社会保険事務所は同社からの標準報酬月額に係る届出に基づき処理をしたと考えるのが自然である。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主から控除された事実を確認できる給与明細等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から32年3月31日まで
② 昭和33年4月1日から同年9月30日まで

私は、申立期間①において、A市B町のC工場で勤務し、その間、D作業をしていた。また、申立期間②において、E組合F会から派遣されG組合（現在は、H組合）で指導員として勤務していた。申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとする「C工場」は、社会保険庁のオンライン記録に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、管轄する法務局においても商業登記簿は無いことから、申立人が申し立てている事業所所在地において、申立人が勤務していたとする申立事業所を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間当時の事業主及び同僚についての記憶が定かで無く、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人がF組合で一緒に働いていたとする同僚の供述により、申立人がE組合F会から派遣され同組合に指導員として働いていたことは推認できる。

しかし、申立人が当初申立事業所としていたG組合を合併したH組合に照会したところ、同組合は、当時の社会保険関係書類等を保管していないとしており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について確認できる関連資料や供述を得られなかった。

また、申立人がE組合F会で採用されたとしていることから、改めて申立事業所とした同会に照会したが、昭和34年以降の記録しか保管しておらず、

申立人の厚生年金保険の加入について確認できる資料を得ることができなかった。

さらに、E組合F会における同僚のうち、当時の事務を担当していたとする者は、「人件費については同会で一部負担していたことはあったが、厚生年金保険の適用は派遣先の各組合で行われていた」としているほか、同会から他の組合へ派遣され指導員として勤務したとしている同僚は、派遣指導員期間は、厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

加えて、社会保険事務所が保管しているG組合及びE組合F会に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、いずれも申立期間②において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から45年5月1日まで
私は、昭和45年4月までA社（現在は、B社）に勤務したが、申立期間に厚生年金保険の記録が無いとされた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は昭和44年11月1日となっており、社会保険庁の記録と一致することから、事業主は申立てどおりの届出及び保険料納付は行っていないと回答している。

また、当該事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録は、昭和29年5月15日から44年5月19日までの期間となっており、申立期間における加入記録は確認できない。

さらに、申立人が記憶している同僚及び社会保険庁のオンライン記録から申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 1 日から 53 年 2 月 1 日まで

私がA社B支店において臨時職員として勤務していた期間については厚生年金保険の被保険者記録があるので、同じA社のC支店（現在は、D支店）に勤務していた申立期間についても、私が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、申立人が申立事業所に勤務していたと供述しているほか、雇用保険の記録により、申立人が、昭和 51 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間及び 52 年 1 月 4 日から同年 3 月 5 日までの期間について、A社C支店に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社総務部人事課は、辞令書に任用期間が昭和 52 年 1 月 4 日から同年 3 月 31 日までと記載されていることから、当該期間において勤務していたと思われるものの、当時の資料が無いので申立てどおりに厚生年金保険の届出を行ったかどうか、保険料納付を行ったかどうかについては不明と回答している。

また、社会保険事務所の記録によると、申立事業所は申立期間において適用事業所ではないことが確認できるところ、申立期間に申立事業所において期限付臨時職員として勤務していた複数の同僚は採用時に、厚生年金保険には加入しないので、国民年金の保険料を自分で納付するよう説明されたと供述している。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間について申立人には国民年金の加入記録があり、国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 44 年 7 月 6 日まで

私は、昭和 39 年 8 月から 44 年 7 月まで A 社に勤務していた。厚生年金保険の被保険者期間について、社会保険庁の記録では全期間について脱退手当金が支給済みとなっている。しかし、私は脱退手当金の申請をした記憶が無いし、受け取った覚えも無いので、この期間の記録を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 20 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 7 月の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給記録のある 14 名のうち、申立人を含め 13 名が資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡先が把握できた複数の同僚は、退職時に退職金と一緒に職場で脱退手当金を受領したと思うと供述している。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 10 月から 47 年 3 月まで A 事業所に勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、時期及び期間は不明であるが、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について当該事業所に照会したところ、当時の関係書類を保存していないとしており、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることができず、また、申立人が当時一緒に勤務したとする同僚からも申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、複数の同僚に照会したところ、厚生年金保険の取扱いについては当該事業所内のまとめ役をしていた者の判断で決めていたと供述しており、複数の同僚の厚生年金保険の加入時期については、これらの者が記憶している入社日から、約 1 年から 3 年後に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間について申立人の雇用保険の加入記録は無い。

その上、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。